

# 改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案 に対する意見募集の実施結果について

令和元年10月4日  
環境省地球環境局  
地球温暖化対策課フロン対策室

## 1. 意見募集の概要

### (1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

### (2) 意見募集期間

令和元年7月16日（火）～ 令和元年8月16日（金）

### (3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

### (4) 意見提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

## 2. 意見募集の実施結果

### (1) 意見提出者数

- ・ 封書によるもの 0通
- ・ ファクシミリによるもの 0通
- ・ 電子メールによるもの 6通

### (2) 意見の延べ総数 18件

### (3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方：別紙のとおり

(別紙)

## 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

### 1 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成 13 年政令第 396 号）の改正について

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	省令 49 条認定業者についても立入検査対象に追加するべきではないかと思われる。	1	立入検査の対象は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 92 条第 1 項に規定されており、いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではないため、今後の参考といたします。

### 2 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）の改正について

(1) 第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認【改正法第 41 条関係】に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(9 頁 10~11 行目) 複数の電動弁が第一種特定製品内に内蔵、連絡配管に電動弁がある第一種特定製品や冷媒の寝こみが生じやすい第一種特定製品に対し、フロン類が充填されていないかの確認は、現在の回収基準だけで十分と言えない。 将来的な内容と思うが回収基準及び管理者の判断基準に、 1) 建築物/住宅の電力契約を解除する前に冷媒回収を実施 2) 冷媒回収を行う前に第一種特定製品を通電状態にする 3) 第一種特定製品の暖気運転を行う 4) 暖気運転直後に冷媒回収実施を追加されることを提案する。	1	一台当たり回収率低下の要因については、令和元年 6 月 26 日開催の産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会合同会議において示しているとおり、ワーキンググループにおいて要因をさらに整理・分析することとしており、いただいたご意見は検討の参考にいたします。
2	(10 頁 15~17 行目) 廃棄等実施者が委託確認書を用いて、充填回収業者ではない引渡受託者を通じ充填回収業者に 1 台だけフロン類の回収を依頼したが、回収量がゼロだった場合、充填回収業者から廃棄等実施者へは確認証明書が交付されると考えるが、仲介者である引渡受託者には何も送付されない。金銭のやりとりが、引渡受託者をスキップして廃棄等実施者と充填回収業者の間で直接されることはないと思われること	1	委託確認書を用いてフロン類の回収が行われ、その際に回収量がゼロであった場合には、回収量がゼロであることを記載した引取証明書を廃棄等実施者に送付し、その写しを引渡受託者に交付していただくよう、運用面での周知を図ります。

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	から、引渡受託者に確認証明書の写しを送付しないと引渡受託者は作業がされたかがわからず金銭トラブルが発生する。従って、充填回収業者ではない引渡受託者へ確認証明書の写しを送付と充填回収業者ではない引渡受託者は確認証明書の写しの3年間保存を提案する。		
3	<p>(10頁32、33行目)</p> <p>「従来通り回収した全体の台数及び回収量を引取証明書に記載することで差し支えない」とあるが、この台数には回収できなかった台数を含めて記載することで良いか。(含めて記載しないと、引取者に引き渡す台数との整合が取れなくなる。)</p> <p>また、1台回収しようとしたが、その回収量がゼロであった場合、引取証明書に1台・ゼロと記載しても良いか。あるいは、この場合は必ず確認証明書を発行しなければならないか。</p>	1	<p>いただいた御意見の通り、引取証明書には回収できなかった台数(=回収量がゼロであった台数)も含めて、全体の台数を記載していただく必要があります。</p> <p>また、回収依頼書に基づき回収を行った結果、回収量がゼロであった場合には、引取証明書に回収量がゼロである旨を記載して交付していただくことで差し支えありません。</p>

(2) 特定解体工事元請業者が確認及び説明した書面の保存【改正法42条関係】に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	<p>(12頁24～31行目)</p> <p>「*」以降の文章は認識違いがあり削除を提案する。</p> <p>(理由)</p> <p>1) 工場でフロン類を充填していない製品に対し、機器メーカーが第一種特定製品の表示をしているのは、本来、表示義務がある充填者への利便性向上及び実際にお使いになるユーザーへフロン排出抑制法に則った対応をご認識いただくための配慮であるため。</p> <p>2) 現在、設備休止等でフロン類が充填されていない(抜いた)第一種特定製品は点検不要である。しかし、第一種特定製品の定義の解釈が、冷媒としてフロン類以外のものが充填されているものと区別するに変わってしまうと、要点検となってしまう、新たなユーザー負担が発生するだけでなく混乱が生じるため。</p> <p>3) 45条の2はフロン類が回収された業</p>	1	<p>御指摘にあった、フロン類が回収済みとなっている機器については、点検は不要であり、その旨は改めて周知を行います。</p> <p>なお、当該部分は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第2条第3項に規定する第一種特定製品の定義における「冷媒としてフロン類が充填されているもの」の解釈を示すものであって、今回の意見募集の対象ではありません。</p>

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	務用冷凍空調機器に関する扱いであり、「フロン類が回収されたものも第一種特定製品」の説明になっているとは思われないため。		

(3) 第一種特定製品の引取り等に際しての引取証明書の写しの公布等【改正法 45 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項関係】に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(16 頁下から 1~9 行目) [ ]書きされており、改正案の考え方、解説又は運用に当たっての留意事項であって、改正案ではないとされているが、引渡義務を逃れるために悪用、乱用されかねないので、規定整備を提案する。	1	改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 48 条の 3 において、引取証明書の写しの交付を要しない場合を規定していますが、御指摘の「引取等実施者が充填回収業者であって、改正法第 41 条の規定による第一種特定製品にフロン類が充填されていないことの確認を委託する場合」は当該規定に含まれておらず、引取証明書の写しの交付を要しない場合に該当しないことが明示されています。
2	(15 頁 図 1) 1、銘板に記載されたメーカー独自のフロン種（EP53 など）で引取証明書が交付されても、何の冷媒が入っているのか（CFC、HCFC、HFC なのか）わかりません。引取証明書に記載されるべき冷媒種の記載方法を統一してほしい（例：R22） 2、上記同様、混合冷媒の場合も、銘板に冷媒種ごとの混合比率が記載されていない場合がありますので、引取証明書に混合冷媒の比率の記載も義務化してほしい。（冷媒と可燃性ガスが混合された冷媒があり、フロン回収機によって内部を温め気化させて回収する回収機があるため、爆発する危険性がある）	1	引取証明書及び銘板の記載事項は意見募集の対象ではありませんが、今後の検討の参考といたします。 なお、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号）第 1 条第 3 項において、引取証明書に記載すべきフロン類の種類は CFC、HCFC 及び HFC と定められています。 また、充填されているフロン類の種類及び量の確認のために、管理者から点検記録簿の提示を受けることができます。

(4) 改正に係るその他所用の改正に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(26 頁 15~17 行目) 特定製品に対する表示を追加するにあたり、製造業者及び輸入業者は準備期間が必要であるため、改正省令施行後 1 年の猶予期間を設けられることを提案する。	1	現行のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 94 条の規定については、同法附則第 4 条の規定により施行日から 6 月を経過する日まではなお従前の例によることとされていたことを踏まえ、フロン類の使用の合理化及び管理の

			適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和元年経済産業省・環境省令第5号）においても同様の経過措置を設けています。
--	--	--	--

### 3 フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成26年経済産業省・国土交通省・環境省告示第87号）の改正について

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	（4頁 下から5行目） 第一種特定製品の販売者は購入者に対して、第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項及び廃棄時の管理者が取り組むべき事項について、説明することを義務付けるべきではないかと思われる。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の参考といたします。
2	（6頁 上から10行目） 建設リサイクル法の届出が提出された時点で、フロン排出抑制法を管轄する都道府県へ情報提供されなければ、適切な監督指導が行えないため、関係法令の届出状況を一括で確認できるシステムが必要ではないかと思われる。	1	いただいた御意見も踏まえ、関係省庁等とも調整をしつつ、建設リサイクル法の届出等の情報の活用に向けた検討を進めていきます。

### 4 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）の改正について

#### （1）管理者の判断基準（法第16条関係）に関する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	（7頁 5行目） 現在実施されている簡易点検、定期点検については、IoTを利用した測定機器（漏えい検知機等含む）による継続的なデータ取得で代用可能とすることで、使用者の負担を大幅削減することが可能である。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、今後の参考といたします。
2	（7頁 13～15行目） 時間又は費用制約による意図的放出・未回収を防止するため、点検記録簿への記載は引取りを行った年月日だけでなく、充填及び回収と同じように回収量をまた、回収に要した時間を点検記録簿に記載することを提案する。 これにより、2019年6月26日に開催された審議会において、引渡義務を逃れるためにみだり放出しても確認証明書では	1	一台当たり回収率低下の要因については、令和元年6月26日開催の産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会合同会議において示しているとおり、ワーキンググループにおいて要因をさらに整理・分析することとしており、いただいたご意見は検討の参考にいたします。 なお、回収量については、保存義務のある

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
	<p>確認できない、点検記録簿の確認も必要との委員発言への対応になると考える。            なお、簡易・定期点検で異常が認められないにも関わらず、回収量がゼロであった又は初期充填量に対して著しく回収量が少なかった機器に対し、点検記録簿に推定理由を記載するのが望ましいとすることも提案する。</p>		<p>引取証明書に記載があることから点検記録簿への転記は不要としています</p>
3	<p>(7頁16～19行目)            法人がフロン類の引取り又は充填されていないことの確認をした場合の記録事項が抜けているので、氏名(法人にあっては、その名称及び引取りを者の氏名を含む。)を提案する。</p>	1	<p>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項(平成26年経済産業省・環境省告示第13号)第四1(7)又は(8)の規定と同様に、今般追加する(9)において「第一種フロン類充填回収業者の氏名(法人にあっては、その名称及び当該引取りを行った者の氏名を含む。)」と規定しています。</p>

5 その他今回の意見募集対象外の部分に対する御意見

No.	御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
1	(法第 28 条第 1 項関係) 充填回収業者における登録番号は、自治体の都合（事業所の市町村の所在変更）で変更することがあるため、固有番号を設けた方がいいのではないかとと思われる。また、現状では充填回収量等の年次報告を登録番号ごとに提出する必要や、証明書等も新たに作成する必要があるため、施行規則では、登録番号ではなく固有番号に改めてはと思われる。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の参考といたします。
2	(法第 37 条第 4 項、第 39 条第 6 項、第 47 条関係) 記録又は実績報告では、回収したフロン類を同一機器に再充填した場合はその量を除くため、台数を記載し充填及び回収量は 0 として記録又は報告しなければならない。しかし、充填及び回収証明書は回収したフロン類を同一機器に再充填した場合であっても、充填及び回収した量を記載した証明書の交付義務があるため、記録又は実績報告の記載に誤りが生じる可能性が非常に高い。そのため、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く必要がないのではないかとと思われる。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の参考といたします。
3	(施行規則第 51 条関係) フロン類の保管量の記録及び運搬業者の氏名又は名称及び住所を規定すべきではないかとと思われる。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の参考といたします。
4	回収したフロン類の保管基準について、定める必要があるのではないかとと思われる。法の規定では回収したフロン類を再生業者や破壊業者等へ引渡すまでの期間が定められていないため、保管の基準が必要であると思われる。高圧ガス保安法に準ずるでも問題はないが、運搬基準と同様に定めた方が、適切な監督指導が行えるのではないかとと思われる。	1	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではありませんが、今後の参考といたします。

なお、上記のほか、今回の意見募集やフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律とは無関係の意見を 1 件いただきました。